

建物所有者 様

2回に分けて発送しており、以下の
文書番号、日付のものもあります。

環生第 18-267号
平成31年 3月 8日

環生第18-269号
平成31年3月12日

三重県知事 鈴木 英敬

印

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む安定器の確認及び期限内処理について（お願い）

日頃から本県における環境行政に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

三重県では、人体への有害性が明らかとなったPCBの適正な処分が進むよう、PCBが含まれる電気機器等をお持ちのみなさまや、PCBが含まれる安定器を持っている可能性がある方々への調査、普及啓発等に全力で取り組んでおります。

PCBを含む安定器の保有に関する調査については、平成30年11月から平成31年2月にかけて、法務局の建物登記情報において昭和52年3月以前の事業用建物（倉庫等含む）をお持ちの方へ調査票を送付させていただいておりますが、平成31年3月12日現在、あなた様からご回答をいただいております。

つきましては、期限内の処理に向け、PCBを含む安定器の保有の有無についてご確認いただき、平成31年2月に送付しました調査票にご回答していただくか、以下の問合せ先にご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、集計の都合による行き違い等で本文書が届いた場合は、たいへん申し訳ありませんが、本文書へのご対応は不要ですのでご容赦ください。

PCBを含む廃棄物等の保有者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、県への届出等が義務付けられており、同法で定められた期限までに処分する義務があります。また、これらが守られない場合は罰則等もございますので、裏面についてもご覧ください。（PCBをお持ちであるにご回答いただきました皆様へは、平成31年4月以降に、必要な手続き等についてご案内させていただきます。）

問合せ先

①調査票の記入方法や調査票の再送付、照明器具の確認方法について（平成31年3月20日まで）

三重県PCB調査事務局（株式会社東京商工リサーチ内）

電話番号 0120-106-222（フリーダイヤル）

FAX番号 059-227-7363

メールアドレス tsu.br@tsr-net.co.jp

※三重県から「株式会社東京商工リサーチ」に委託しています。

※受付時間 8:30～17:15（土曜、休日、祝日を除く）

②PCBに関する技術的相談窓口（平成31年3月20日まで）

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（環境省委託業務）

電話番号 0120-907-033（フリーダイヤル）

※受付時間 10:00～17:00（土曜、休日、祝日を除く）

③（事務担当）本調査全般について（平成31年3月21日以降）

三重県 環境生活部 廃棄物対策局

廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班 PCB担当 池田、築地、中村

電話番号 059-224-2475

※受付時間 8:30～17:15（土曜、休日、祝日を除く）

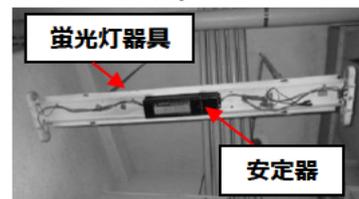
PCB・安定器に関する基本情報

<PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは>

PCBは、化学的に安定しており、熱に強く電気を通さない性質があるため、変圧器やコンデンサー、照明器具などの電気機器などに広く利用されてきました。しかし、カネミ油症事件が発生し、人体への有害性が明らかとなったため、昭和47(1972)年に製造が禁止され、昭和52(1977)年4月以降は流通していないとされています。

<安定器とは>

安定器は、照明器具の裏側などに設置され、電灯のちらつきを安定させる装置のことです。照明器具の種類によって、蛍光灯安定器、水銀灯安定器、ナトリウム灯安定器があります。



<PCBを含む安定器が発見された場所>

使用中の照明器具だけではなく、使われていない照明器具が撤去されずに残っていることや、照明器具が交換されていても古い安定器だけが配線が切断された状態などで残ったままになっていることがあります。特に、外灯や高天井に使われる水銀灯は、照明灯と安定器の設置場所が離れている場合があるため注意が必要です。

照明器具が設置されている場所	安定器が残されていることがある場所
事務室や工場の天井、壁際、梁	更新した器具の近くの天井、天井裏、梁
建物の敷地内の屋外灯	LEDランプに交換した照明器具の中
建物の外壁、屋上	屋外灯が付いていた照明用ポールの中
エレベータの天井	屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室等の
屋外・屋内の倉庫、電気室、機械室など	片隅の段ポールや箱の中

<PCBを含む安定器等の法律による規制>

PCBを含む安定器については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という。)に基づき、保管・所有事業者が、毎年、管轄自治体に保管及び処分の状況等を届け出ることが義務づけられているとともに、処分期間の末日である2021年3月末日までに、使用中のものを含めて廃棄し、処分を行わなければなりません。

三重県内では、PCBを含む安定器は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「JESCO」という。)の北九州PCB処理事業所において処理が行われています。JESCOの北九州PCB処理事業所の操業には期限があり、PCBを含む安定器は処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなることから、処分期間内に確実にJESCOへの処分委託を終えていただく必要があります。

なお、処分期間を過ぎてPCBを含む安定器等をお持ちの場合には、PCB特別措置法に基づく改善命令の対象となり、これに従わない場合には3年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金刑に処せられ、又はこれを併科されることとなります。